

議 事 日 程 第 2 号

令和3年1月8日（金） 午後2時開議

- V**
- 3**
- |     |          |  |
|-----|----------|--|
| 第 1 | 市第100号議案 | 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定 |
| 第 2 | 請願第 60 号 | IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について                        |
| 第 3 | 請願第 61 号 | 住民投票条例の全会一致による制定について                           |
| 第 4 | 請願第 62 号 | IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について               |

## 討 論 (1月8日)

## ○委員会報告

- 市第100号議案 : 否 決  
 請願第 60 号 : 不採択  
 請願第 61 号 : 不採択  
 請願第 62 号 : 不採択

## ○発言者

## 1 望月(高)議員(立民フ)

## 〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致に  
 ついての住民投票に関する条例の制定

## 〔不採択に反対〕

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について  
 請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について  
 請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定に  
 ついて

## 2 黒川議員(自民党)

## 〔否決に賛成〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致に  
 ついての住民投票に関する条例の制定

## 3 古谷議員(共産党)

## 〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致に  
 ついての住民投票に関する条例の制定

## 〔不採択に反対〕

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について  
 請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について  
 請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定に  
 ついて

#### 4 安西議員（公明党）

〔否決に賛成〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

#### 5 小幡議員（ヨコ会）

〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

〔不採択に反対〕

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について

請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

#### 6 太田議員（立憲党）

〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

〔不採択に反対〕

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について

請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

#### 7 井上議員（井上さ）

〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

〔不採択に反対〕

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について

請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について



## 1月8日の本会議における市会説明員（案）

1月8日の本会議については、以下の説明員に出席を要求します。

職 名	氏 名
市 長	林 文 子
選挙管理委員会委員長	川 口 正 壽
副 市 長	平 原 敏 英
副 市 長	小 林 一 美
副 市 長	城 博 俊
副 市 長	林 琢 己
技監兼都市整備局長	小 池 政 則
政 策 局 長	伊地知 英 弘
総 務 局 長	池 戸 淳 子
財 政 局 長	横 山 日出夫
選挙管理委員会事務局長	佐 竹 広 則
政策局秘書部長	堀 口 和 美
総務局副局長兼総務部長	小 林 英 二
総務局総務課長	田 中 敦

## 1月8日の本会議における議員の出席について 【理事会協議結果（1月8日運営理事会）】

令和2年11月26日の市会運営委員会において、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営」について決定しましたが、1月7日に神奈川県を含む1都3県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、本日の本会議における議員の出席については、以下のとおりとします。

- 1 議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- 2 議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループ（別紙）に分ける。  
なお、採決はA・B両グループとも出席する。

- 3 討論の途中及び討論終了後にグループ交代・参集のための休憩を入れる。

### 【本会議の出席パターン】

開議～討論（休憩前）	Aグループ
討論（休憩後）～討論終了	Bグループ
採決～閉会	A・B両グループ

なお、グループ交代・参集は速やかに行う。ただし、移動時の密を避けるため、討論途中の休憩時は、Aグループが議員室に戻ってから、Bグループが参集する。討論終了後の休憩時は、議員室からただちにAグループが参集する。

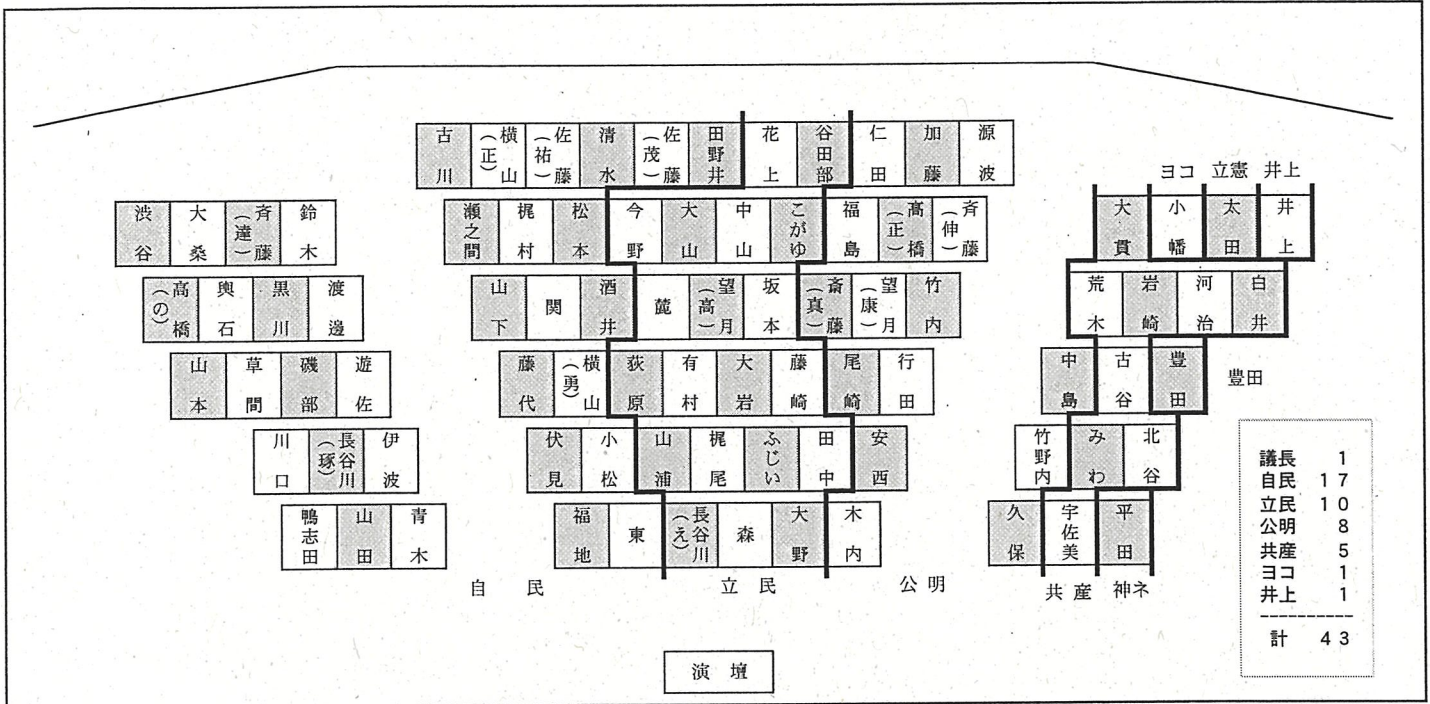
- 4 定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立民2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- 5 発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、出席できる。
- 6 議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。  
なお、移動する場合も自席の氏名標は下ろさない。
- 7 本会議に出席しない議員は、議員室等においてインターネット中継を視聴する。



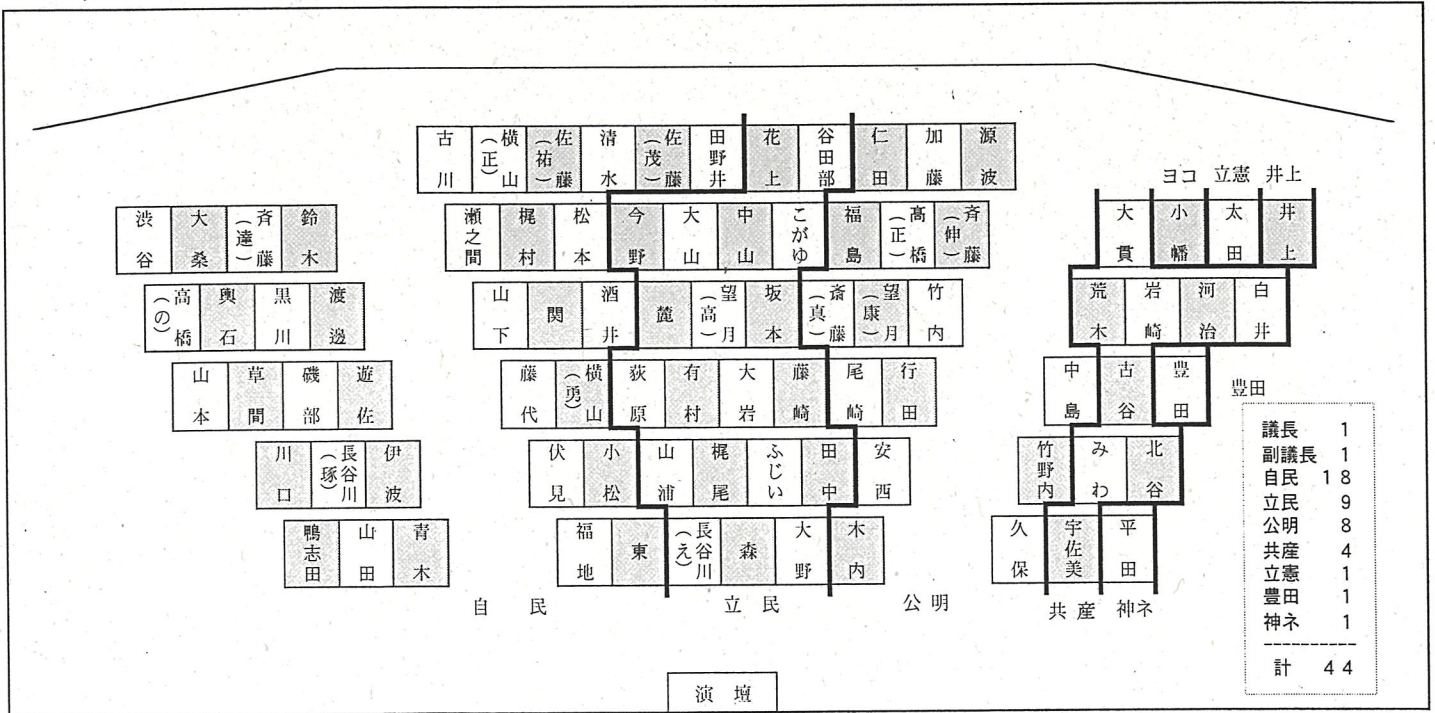
出席者のグループ分け

※白色が出席者

Aグループ（開議～討論（休憩前））



Bグループ（休憩後～討論終了）



※採決～閉会はA・B両グループとも出席